

VI
298

設置認可大学の再審査に関する申合せ
(昭和二十五年十二月三日常任委員会決定)
一部改正案 (昭和二十六年九月二十日)

一 四の「三名」を「二名」に改める。

二 五の「なるべく最初の審査の際審査を担当した委員が少くとも一名は」とあるのを「最初の審査の際審査を担当した委員がなるべく」に改める。

三 六の「を削り」を「を」に改める。

6-3
311

春山 249